

経税部
だより

国税通則法「改正」で税務調査の何が変わるか

——公表された「税務調査手続きに関するFAQ」等を読む

リハーサル調査が10月から開始

昨年12月、国税通則法が改正されたことにより、2013(平成25)年1月からの新しい国税通則法による税務調査手続きが開始されます。本年10月からは、来年からの新制度調査を円滑に実施するためとして、先行的にリハーサル調査を開始するとしています。また、調査手続きについて、「法令解釈通達」(以下「通達」)、「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」(以下「考え方等」)、「税務調査手続に関する事となった。同時に、事前通知なしの抜き打ち調査に関する事となった。同時に、事前通知なしの抜き打ち調査に関する事となった。

「改正」のポイントは何か

今回の「改正」のポイントは、以下の4点にまとめられます。
①調査の開始にあたって、事前通知手続きが法定され、納税義務者と税務代理人の双方に対して事前に通知を要する事となった。同時に、事前通知なしの抜き打ち調査に関する事となった。
②調査において、調査官が書面等の提示や提出を求めることが出来ることとなった。
③調査において、帳簿書類その他の物件を税務署に留め置きすることが出来ることとなった。

重要な調査開始手続き

事前通知は、左表の「税務調査事前通知チェック表」にある10項目について行われます。この通知の一つでも欠けると、適正手続きを経ない調査となります。この通知は、書面で行われなければならないことになっています。顧問税理士がない場合には、慎重に10項目を確認することが必要です。従来調査開始手続きについては、慣行的に顧問税理士を経由して行われてきた場合が多いのですが、10月からは納税者と税理士の双方に対して調査開始の事前通知が行われます。但し、納税者が、税理士に対して事前通知を行ってほしい旨の意思を受け、通達修正を広く例示すべき」との通知は納税者に対して行われます。

税理士 西村 博史

提示・提出は納税者の承諾が必要

今回の「改正」では提示・提出の規定が新設されることになり、正当な理由なく求めに応じない場合には罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科されることになりました。
「FAQ」(一般納税者向け)では、「罰則があることをもって強権的に権限を行使することは考へておらず、帳簿書類等の提示・提出をお願いする際には、提示・提出が必要とされる趣旨を説明し、納税者の方の理解と協力の下、その承諾を得て行うこととしています。」と記されています。

留置が必要な場合を例示

従来、税務署が帳簿等を持ちかえる場合がありましたが、今回「留置」ができることと法律に明記されました。
「考え方等」では、①調査先が狭くスペースがない②質問検査の相手方に負担をかけて説明を求めなくとも税務署内部で調査が可能な場合、を留置する場合は例示として挙げています。留置には、「合理的と認められる場合に、留め置く必要性を説明し」「理解と協力の下、その承諾を得て実施する。」としています。もとより、税務職員は可能な限り帳簿書類を持ち返り調査事項を拡大しようとしています。納税者は、この「考え方等」を参考に、持ち返りが承諾できない場合には、明確に断ることが重要です。

修正申告の勧奨には容易に応じない

修正申告は、納税者の自発的意思に基づき、基本的にはありませぬ。納税者が修正申告に応じない場合には、税務署は必要とするべきものでありませぬ。今回、修正申告の「勧奨」という文言が法律に明記されたことで、税務署が納税者の意に沿わない修正申告を「勧奨」することが懸念されます。「考え方等」については「原則として修正申告等を勧奨する」としています。

重要な納税者の権利の主張

税務署の権力行使と今回の「改正」は、提示・提出、留置規定の新設など、一見すると税務調査の権限が大幅に拡充されたように見えます。しかし、調査の手続き、方上、調査の内容等すべてにわたってその合理性必要性が明確でなければならぬ。これはその必要性が明確であることが求められるという意味です。一般的に調査のため必要と云う程度では、納税者の承諾を得られないことは明らかです。個別具体的にその必要性が説明される必要があります。カルテなど守秘義務が課せられている書類については、従来通り提示も提出も断りま

表 税務調査事前通知チェック表 (2012年10月版)

原則		事前通知あり (通知があった日時 年 月 日 時 分) 通知方法 (電話 文書) 通知先 (事業所) (自宅)	例外 事前通知なし
1	調査官 (担当者) の所属官署と氏名 税務署 部門 氏名 国税局 課 (注) 複数で来る場合も、代表の1人だけ通知すればよいことになっています。何名でくるのか、必ず聞いて下さい。	外 名	
2	調査を受ける者 (調査対象者) の氏名・名称・法人個人の別と住所 氏名・名称 住所	法人・個人	
3	調査日時 (都合が悪ければ変更できます) ……チェック欄5に関連 月 日 時 分 調査の期間が示された場合 月 日 まで 日 間		
4	調査場所 (都合が悪ければ変更できます) ……チェック欄5に関連		
5	調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を協議するという説明	有 無	
6	調査の目的 (理由) ① ② ③		
7	調査の対象となる税目 (なに税の調査か) 税 税 税 税 税		
8	調査の対象期間 (年分または年度 (期)) 年分・期から 年分・期までの 年 分		
9	調査の対象となる帳簿書類や物件 (具体的に聞きとって記述してください) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥		
10	通知事項以外に非違が疑われることとなった事項は、改めて通知しなくても質問検査できると説明	有 無	

今回の「改正」では、事前通知のない無予告調査を国税通則法に明記しました。「通達」では、「現金決済による取引をされていることのみをもって事前通知を要しない場合に該当するとは言えない」と規定しています。事前通知を要することにより納税義務者が帳簿の破棄偽造すること等を例示し、これらの行為が「合理的に推認」される場合に限り事前通知を要しないとされています。そもそも、犯罪捜査以外の通常の調査は全て任意調査であり、納税者の承諾と協力により行われるべきであり、事前通知まで事前通知を経た調査を要求します。

「FAQ」(一般納税者向け)では、「修正申告の勧奨に応じなかったからといって、修正申告に応じた場合と比較して不利な取扱いを受けることにはその必要性が明確であることが求められるという意味です。一般的に調査のため必要と云う程度では、納税者の承諾を得られないことは明らかです。個別具体的にその必要性が説明される必要があります。カルテなど守秘義務が課せられている書類については、従来通り提示も提出も断りま